

# 第4章

## 推進体制等

## 第4章 推進体制等

### 1 推進体制

#### (1) いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会〔外部組織〕

学識経験者をはじめ、医療、福祉、教育、労働、経済、法律関係の機関、団体により構成する「いわき市保健医療審議会 自殺対策協議部会」を設置し、計画の定期的な評価等を行うほか、自殺に関する情報や意見の交換等を通して、それぞれの役割に応じた主体的な取組や自殺対策に関連する取組、関連機関同士の連携・協力による取組を促進していきます。

#### (2) いわき市自殺対策庁内連絡会議〔内部組織〕

保健福祉部をはじめ、こどもみらい部、総務部、教育委員会等の関係課長で構成するとともに、組織横断的な連携の下で自殺対策の推進を図ります。

これら2つの組織が相互に連携・協力して自殺対策を推進するとともに、自殺対策・遺族支援に関わる多様な主体（行政・保健福祉医療機関・学校、地域、企業等）の交互の連携・協力を促進し、それぞれの活動分野で行われている取組に新たな「つながり」を創出・展開することにより地域・団体の状況に応じた自殺対策を推進するなど、本市の自殺対策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、自殺対策に関する情報提供や普及啓発に努め、地域や関係団体等における主体的な活動や連携による取組を一層推進するため、「いわき市ホームページ」に情報を掲載し、自殺対策に関する情報の一元化と総合的な発信を図ります。